

令和7年度 第2調整池整備工事 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 令和7年度 第2調整池整備工事
- ・工事箇所 加須市 野中土地区画整理事業 地内

(工事概要)

第3条 本工事は、加須市が施行する加須都市計画事業野中土地区画整理事業のうち、現在、暫定供用している第2調整池の本整備を目的として、令和7年度から令和9年度の3箇年で調整池整備を完成させるものである。

(工事制約等)

第4条 第2調整池は暫定供用中であり、工事期間中の出水期は調整池機能を有した状態で施工する必要があるため、あらかじめ時間制約等を考慮し、参考となる概略工事工程表(案)を別紙のとおり示すものである。したがって、施工手順及び工程を創意工夫したうえ施工を行うとともに、監督員と十分に打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

(近接工事)

第5条 近接工事は、令和9年度に調整池外周道路工事(別途発注)と同施工区間の水道工事(加須市水道課発注)を予定している。そのため、施工手順及び工程については監督員及び業者間で十分に打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

(特例監理技術者等の配置)

第6条 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例管理技術者」という。)の配置は認めない。

(共通事項)

第7条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○ 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

- 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
 - ③ 最終請負金額100万円以上の工事
- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。
 - ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。
 - イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（建設発生土の搬出）

第8条 建設発生土は、下記に示す条件により工事間利用を図るものとする。

なお、搬入の手続き等は監督員の指示による。

- ア 搬出土 加須市 野中土地区画整理事業 地内
- イ 土質及び処分量 第3種建設発生土 38,170m³
- ウ 受入期間 令和7年7月～令和10年3月

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
コンクリート	鹿島道路(株)栗橋合材製造所	久喜市高柳 2600
アスファルト	鹿島道路(株)栗橋合材製造所	久喜市高柳 2600
木材	(株)クワバラ・パンぷキン ほくさいウッドリサイクル	加須市正能 2-5

※ 上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第10条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。 ※使用するものを選択して使用

資材名	規格	備考
再生アスコン	(13)-50, (20)-50	表層及び基層等
再生粒調砕石	40mm以下	車道路盤等
再生切込砕石	40mm以下	車道及び歩道路盤等
再生砂	細粒分含有率50%未満	歩道等
再生骨材生コンクリート	L 18-10-20-BB	均しコンクリート等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(六価クロム溶出試験)

第11条 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(その他)

第12条 この特記仕様書に疑義が生じた場合については、別途監督職員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水(以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用するものとする。

- ・工事名 令和7年度 第2調整池整備工事
- ・工事箇所 加須市 野中土地地区画整理事業 地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥(油分を含む汚泥)、0.02 m³
- ・中間処理施設 加須市花崎地内、㈱ネットワークジャパン
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入(処理に焼却含まず)

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。

(提出書類等)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

- 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。